【新型コロナウイルス関連情報】

アイルランド入国者を対象とする措置の強化(14日間の自己隔離)(4月28日発出領事メール)

- 1 4月27日、アイルランド政府は、外国からアイルランドに入国する者を対象とする措置を強化する旨発表しました。発表内容の概要は以下(1)から(4)のとおりです。アイルランドに入国される際は十分に注意してください。
- (1) 外国からアイルランドに到着した者(以下(4) の例外あり)は,14 日間の自己隔離(self-isolation)を必要とします(アイルランド国籍者も対象)。
- (2) 自己隔離とは、屋内に滞在し、完全に他者との接触を避けることを意味します。

(※注:自己隔離の方法の詳細を記した保健サービス委員会 (Health Service Executive: HSE) のウェブサイトによれば、新型コロナウイルスの症状が出ており検査を待っている者や陽性の検査結果を受けた者が取る措置であり、窓を開放した一室に留まる、家の中でも他者との接触は避ける、症状悪化の場合はかかりつけ医に電話する等指示さており、また、出勤を含め外出しない、タクシーを含め公共交通機関は利用しない、家に来客を招かない等の禁止事項も定めています。)

- (3) アイルランド到着前に、公衆衛生旅客位置情報フォーム(Public Health Passenger Locator Form)を記入することを要請されます。(このフォームに記入した者は) 14 日間に、自己隔離を行っているかどうかを確認するための連絡を受けることがあります。
 - (4) 次の者は、自己隔離を行う必要はありません。
- ①英国領北アイルランドからアイルランドに戻ってきた者。
- ②必需物資の物流に従事する者(例:パイロット,運送業者,船員)。
- ③別の国への渡航の途中に空港に短時間とどまる者。
- 2 上記1の発表前においてアイルランド政府は、外国からの入国者に対し、14日間の行動制限(restricted movement)を必要とする旨定めていました。上記1の発表により、行動制限が自己隔離に引き上げられたものです。なお、行動制限とは、通学、出勤、公共交通機関の利用、自宅への客の来訪、真に必要な場合を除く買い物(できる限り配達サービスを利用すべき)を禁止する一方で、運動のために自分自身だけで自宅から2キロ以内の外出を可としており、自己隔離より緩やかな制限になっています。

(関連ホームページ)

※4月27日付アイルランド政府公式発表

https://www.gov.ie/en/publication/e885b2-covid-19-coronavirus-travel-advice/

※アイルランド保健サービス委員会(HSE)ウェブサイトのアイルランド入国者向け情報

https://www2.hse.ie/conditions/coronavirus/coronavirus.html#travel

※公衆衛生旅客位置情報フォーム(Public Health Passenger Locator Form)のダウンロード先リン

https://assets.gov.ie/73435/7508bd3dcaf74941a71670c9b466d1cc.pdf

※アイルランド保健サービス委員会(HSE)ウェブサイトの自己隔離と行動制限の方法に関する情報

https://www2.hse.ie/conditions/coronavirus/self-isolation-and-limited-social-interaction.html

3 アイルランド政府は、4月27日時点のアイルランドにおける新型コロナウイルス感染症の累計症例数を19,648件、累積死亡者数を1,102名と発表し、2月29日に最初の感染者確認以降、増加が続いています。

https://www.gov.ie/en/news/7e0924-latest-updates-on-covid-19-coronavirus/

4 新型コロナウイルス関連情報については、在アイルランド日本国大使館としても最新の情報の収集に努めていますが、在留邦人及び渡航者の皆様におかれましても、不要不急の外出を控え、感染予防に万全を期してください。当大使館のウェブサイトに、新型コロナウイルス関連情報を掲載しており、今後も随時更新していきますので、下のURLから参照してください。

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

5 アイルランドの公的医療サービス提供母体である保健サービス委員会 (HSE) や、保健 行政を司る保健省 (Department of Health)等の政府機関ウェブサイトは、新型コロナウイ ルスの国内感染状況や対応措置についての最新情報を掲載しています。

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www

<アイルランド政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/

6 万一,新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には,下記代表電話に ご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

住所: Nutley Building, Merrion Centre, Nutley Lane, Dublin 4, D04 RP73

電話番号(代表):01-202-8300

E-mail (領事班): consular@ir.mofa.go.jp